

## 「枚方市役所本庁舎広告付き地図等案内板」への広告掲載の取扱いに関する基準

平成25年6月

(趣旨)

第1条 この基準は、枚方市役所本庁舎広告付き地図等案内板設置及び管理運用等事業契約書に基づき地図等案内板(以下「案内板」という。)に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告を掲載することができない者)

第2条 広告を掲載することができない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者(同条第1項に規定する風俗営業を事実上営むものを含む。)
- (2) 暴力団等の非合法組織及びその関連組織(現に法人格を有する組織で、過去においてそれらの組織であったものを含む。)
- (3) 発注者指定金融機関若しくは発注者収納代理金融機関又は株式会社ゆうちょ銀行以外の金融機関(金融機関以外の金融業を営むものを含む。)
- (4) 発注者に納付すべき市税を滞納しているもの
- (5) 過去に社会的信用失墜行為があり、又は現に社会的信用失墜行為となるおそれがある行為があったもの
- (6) 発注者が発注する契約の指名競争入札参加者の指名を停止されている者
- (7) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、入札等除外措置を受けている者
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (9) 現在、発注者と係争中の者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、発注者が不相当と認める者

(広告掲載の基準)

第3条 案内板には、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 法令、判例、慣例等で認められた権利を侵害し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 法令等の規定に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 差別を容認し、助長し、若しくは誘発し、又はそのおそれがあるもの
- (4) 発注者の信用を害し、若しくは本市の品位を損ない、又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (6) 個人又は法人その他の団体の意見又は宣伝に係るもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるもの
- (8) 発注者が推奨するとの誤解を与え、又はそのおそれのあるもの
- (9) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享樂的な面を強調するもの

- (10) 風紀上好ましくない表現があるもの
- (11) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの
- (12) 消費者保護の観点から適切でないもの又は犯罪行為を容認・誘発するおそれのあるもの
- (13) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの
- (14) 自己の優位性を強調するために他を中傷するもの又は引き合いとするもの
- (15) 発注者が広告をしているような誤解をあたえるもの又は広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のあるもの
- (16) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (17) 非科学的と考えられるようなもの又は事実と異なるもの
- (18) 個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの
- (19) 求人広告又はこれに類するもの
- (20) 前各号に掲げるもののほか、発注者が案内板に広告を掲載することについて不相当と認めるもの

(広告掲載の申込み方法)

第4条 広告の募集、申込受付及び掲載については、受注者が取り扱うものとする。

- 2 受注者は、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）に、枚方市本庁舎地図等案内板広告掲載申込書（以下「申込書」という。）を提出させなければならない。
- 3 受注者は、申込書を受け付けたときは、前2条の規定に基づき、広告主及び広告の掲載内容の適否を判断し、相当と認める場合は、申込書及び掲載する広告の原稿を発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 受注者は、前項の承認を受けたときは、速やかに申込者に通知しなければならない。

(広告料等)

第4条 広告主は、前条の規定に基づき広告を掲載するときは、広告主と受注者とで別に契約した金額を契約した支払方法にしたがい、受注者に支払わなければならない。なお、広告原稿の作成及び掲載等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、事情があつて、発注者が受注者との契約を年度途中で解約した場合は、受注者との契約内容を基本として、発注者と広告主の間で広告掲載料金等について協議する。

(広告の掲載場所等)

第5条 案内板の設置場所は、本館1階西側（別紙1-1、1-2）及び別館1階南側（別紙2-1、2-2）とし、広告の掲載位置については、受注者が発注者と協議して決定するものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告枠部分には広告を表示し、写真・名称・所在・電話番号等について表示することができる。

- 2 地図上に広告主の所在を表示する場合は、地図上の地点と広告枠の広告が見つけやすいよう番号等で一致させておくこと。
- 3 広告枠は案内板本体の2分1程度とし、一枠が極端に大きくならないようにすること。その他詳細については別に定める。

(広告掲載の取消)

第7条 発注者は、次の規定に該当する場合、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が第2条各号のいずれかに該当するものとなったとき
- (2) 広告主が倒産等により広告の掲載が不要になったとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、発注者が広告を掲載することが不適當であると認めたとき

(広告掲載の優先順位)

第8条 案内板に掲載する広告の優先順位は次のとおりとする。

順位	広告主の種類	広告内容
1	国、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人	業務全般(利用者サービスを目的としたもの)
2	公益法人その他公共的団体	〃
3	本市内に事務所又は事業所を有する法人	市民生活に役立つもの
4	本市内に事務所又は事業所を有する個人	〃
5	本市外に事務所又は事業所を有する法人	市民生活に役立つもの
6	本市外に事務所又は事業所を有する個人	〃